午前九時三〇分開会

午前九時三〇分開議

○議長(谷重幸君) おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、令和6年美浜町議会第2回臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、会議規則第126条の規定によって、7番 繁田議員、8番 龍神 議員を指名します。

日程第2 会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

- ○議員 「異議なし」
- ○議長(谷重幸君) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定しました。 日程第3 諸報告を行います。

本臨時会に提出された議案はお手元に配付していますが、事務局長から報告します。

**○事務局長(野田佳秀君)** 報告します。

議案第1号 和解及び損害賠償の額の決定について、議案第2号 物品購入契約の締結 について、議案第3号 令和6年度美浜町一般会計補正予算(第2号)について。 以上です。

〇議長(谷重幸君) 町長提出議案は以上です。

次に、地方自治法第121条の規定によって本臨時会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しています。

浦税務課長は体調不良のため欠席です。代わって、谷課長補佐が出席しています。 これで諸報告を終わります。

日程第4 全議案の提案理由説明を求めます。町長。

**〇町長(籔内美和子君)** おはようございます。

令和6年美浜町議会第2回臨時会に提出いたしました議案3件について、提案理由を申 し上げます。

議案第1号は、和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。

令和6年5月30日、昼の休憩時間、教諭と共に児童たちが運動場にてサッカーボールを蹴って遊んでいたところ、駐車場内に止めていた和田小学校教諭所有の自家用車にサッカーボールが直撃し、助手席のドアにへこみが生じたものです。施設側に瑕疵が存在することから、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、和解及び損害

賠償の額を定めることについて議会の議決をお願いするものでございます。

議案第2号は、物品購入契約の締結についてでございます。

消防ポンプ自動車の入札につきましては、令和6年度、令和7年度の物品販売及び役務の提供を行っている業者の中で、町内業者及び町公用車の車検・定期点検業者4業者を指名し、去る6月26日に入札執行いたしました。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、 落札者との契約に関する議会の議決をお願いするものであり、予定価格24,657,050 円に対し契約金額は24,618千円、契約の相手方は和歌山県日高郡美浜町大字和田 2806番地の4、オートガレージK、代表者、濵口浩一氏でございます。

議案第3号は、令和6年度美浜町一般会計補正予算(第2号)についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,000千円を追加 し、補正後の歳入歳出予算の総額を42億28,435千円とするものでございます。

歳入については、6ページ、繰越金、前年度繰越金の追加は財源調整でございます。 次に、歳出についてご説明いたします。

8ページの総務費、総務管理費、物価高騰対応重点支援事業費の追加は、調整給付金の 追加でございます。

令和6年分推計所得税額及び既に確定した令和6年度分個人住民税額により算定し計上 した予算を第2回定例会でお認めいただいていましたが、国から提供された調整給付のた めの算定ツールを用い、住宅ローン控除等を適用した算定により新たな必要額が生じたた め補正をお願いするものでございます。

以上、本臨時会に提案いたしました議案3件について、提案理由を申し上げました。何 とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(谷重幸君) 日程第5 議案第1号 和解及び損害賠償の額の決定についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。教育課長。

〇教育課長(河合恭生君) おはようございます。

議案第1号 和解及び損害賠償の額の決定について、細部説明を申し上げます。

5月30日、昼の休憩時間、午後1時頃のこと、教諭と共に児童(複数名)が運動場に おいてサッカーボールを蹴って遊んでいたところ、駐車場内の運動場に隣接している場所 に止めていた和田小学校教諭玉置泰子氏が所有する自家用車の助手席ドアにサッカーボー ルがワンバウンドで直撃し、その表面にへこみが生じたものであります。

同月9日に発生した事故以降、再発防止策として、駐車場と運動場との間へのフェンスの設置を進めていたところであり、それまでの間、当該箇所には応急処置として、仮設ではありますが、高さ約1.  $5 \, \mathrm{m}$ 、幅約3.  $5 \, \mathrm{m}$ の防球ネットを設置していたところでございました。

しかしながら、同様の事故が再発、「たとえ応急処置としての仮設であったとしても、

高さが1.5 mでは、講じた再発防止策があまりにも不十分である」という施設側の瑕疵により、ドアパネルの修正・塗装等代車費用も含め、自動車の修理に要する費用一式167,200円については全国町村会賠償責任保険で対応、これをもって玉置氏と和解いたしたく議会の議決をお願いするものです。

全ては私の不徳の致すところ、誠に申し訳ございません。玉置様をはじめ関係各位の皆様に対しまして、深くおわび申し上げます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(谷重幸君) これから質疑を行います。2番、北村議員。
- **〇2番(北村龍二君)** 今、いろいろお聞きしたいことがあるんですけれども。今ちょっと課長がですね、私の不徳の致すところというお話でございました。これどうなんですか、教育長。課長の責任ですか、町長も。課長の責任ですか、これ課長に言わせていいんですか。ここを先、まず、答えてください。
- 〇議長(谷重幸君) 教育長。
- ○教育長(塩﨑善彦君) 今の北村議員のご質問にお答えいたします。

課長の責任かということでございますけれども、最終この件について許可をしたのは私 でございます。ですから、最終の責任は私になるというふうに考えてございます。答弁の 中では、課長がこのようにお答えいたしましたけれども、課長の人柄というんですか責任 感の強さからこういう説明になったものというふうに理解しています。

繰り返し申し上げますけれども、今回のことに関します全ての責任は私にあります。といいますのも、この仮設のフェンスの状況あるいは車の駐車位置、これをちょっとグラウンドからそうですね、一台、二台分ぐらい離して止めるであるとか、私も現場を確認しました。その中で、これは私の判断の甘さも当然あるわけで、仮設フェンスにつきましては、あるものを利用するという中でのフェンスを設置させていただきました。あとは本格的なフェンス、それまでのというふうに思っておったんですけれども、まあまあ判断の甘さといいますか大丈夫だろうという、そういうふうに私も判断した次第でございます。

以上です。

- 〇議長(谷重幸君) 町長。
- **〇町長(籔内美和子君)** 北村議員にお答えいたします。

教育長も今、答弁いたしましたが、最終のやはり責任ということは私にあると思っておりますので、それはもう私の責任だと、最終的にはもう私が皆さんにおわび申し上げんなん立場だと認識しております。

以上です。

- 〇議長(谷重幸君) 2番、北村議員。
- **〇2番(北村龍二君)** それやったら、提案理由説明のときにおわびを入れておいたらどうですか。ねえ、その細部説明で言うより、違います。そういうのをやっぱり何でも、物すごい責任感強い課長やから、それは分かりますよ。それを町長も教育長も書かれてない

というのは、これはもう大変なことですよ、これ。

もうちょっと質問も3回ということで、一緒に言います。

でまあ、この件に関しましてですね、いろいろ考えられることというたら、学校側もね、かなりこれ過失があるんじゃないかと。今回はですよ。前回、私ほとんど何も言うてないはずですよ。これ2度起こってるということですよ。これを学校側もね、教育長、ゴールの位置であったりフェンスの高さであったり、教師がおったということ。そうですよね、教師もおってのキックですよね、サッカーゴールのキックですよね、それで起こったこと。1個気になるのが、駐車場の場所はあそこ去年から広くしたって、花壇をなくしてね。ようよう考えたら、何で駐車場が足らんようになってきたんだろうと。私の時分もあのままですよ、四十数年前、あのままですよ。ほんで、今、何で子どもも半分ぐらいでしょ、駐車場だけなくなるんですか、足らんようになってくるんですか。ちょっといろいろ一緒に言うていますけれども、全部これ答えてほしいんですけれども。

とにかく学校側にもかなりの落ち度があったと、私ははっきり言います。教師がそういうことをやらんと町に瑕疵がある。これおかしい。この辺ちょっと答えてください。

### 〇議長(谷重幸君) 教育長。

## **〇教育長(塩﨑善彦君)** 北村議員のご質問にお答えいたします。

まず、その学校側の過失ということでございます。ただ、あの確かにまあ、その学校の最高責任者は校長ということになります。校長の判断の甘さということ、これは否めないかも分かりません。ただ、この件につきまして、先ほども申し上げましたように、私もこの現場を確認しました。そうした仮設フェンスの状況、それから少し距離を取って車を止めているという、その下でこれだったら大丈夫だろうというふうに、最終、校長とも話をして結論を出した中に私も入っております。ということで、私の判断の甘さ、校長にもっとそれでは駄目だというふうにそのときに指導を入れれば、こういうことはなかったかも分からないんですけれども。ということで、まあこれも過失があるか分かりませんけれども、最終判断を下したのは私というふうに考えてございます。ですから、本当にこの件につきましてはもう申し開きのしようもないわけで、この場を借りてまた深くおわび申し上げます。今後はそんなことのないように、やっぱり最悪っていうんですか、ことを考えながら危機管理に当たってまいりたいというふうに考えているところでございます。

その中で、教師もおったやないかというお話もされました。ただ、これお昼休みなんですけれども、やっぱりお昼休み、子どもと一緒に、教師にとったらこれ休憩時間なんですけれども、やはり学級の子どもたちとの人間関係というんですか、学級経営の一環として休み時間、子どもたちと一緒に遊んでおったと。そして、そのときにゴールに向かって子どもが蹴ったそのボールが、ゴールポストあるいはそのフェンスを越してしまったということについては、これはやっぱりその一緒におった教師を責めるわけにはいかないというふうに考えているところです。ということで、繰り返しになりますけれども、これは、過失は学校ということがないわけではないということは分かりますけれども、最終判断を下

したのは私ということになります。

そして、学校は教育委員会の管理の下にある施設でございます。そういう中で起こった ことというのは、最終的にはやっぱり教育委員会、すなわち町ということになるんではな いかなというふうに考えます。

そして、なぜこの駐車場、学級数、子どもの数から考えたら当時2学級あったときから考えると、学級数が減っている中では職員数も減っているはずではないかというご質問であるかと思うんですけれども、実は、当学校のほうは確かに学級数は減ってございます。ただ、いろんな形での加配等々が入っております。当然、町単の講師も採用してございます。その関係でいいますと、今年度で言えば計22名の職員がおります。昨年度は19名でした。その中で3名が増える。これは昨年度末には確実にそのことが予想されましたので、駐車場をどう確保するかという中で花壇を撤去してあそこを駐車スペースとしたわけでございます。じゃ、その3人分かということになるかと思うんですけれども、ただ学校のほうには、あと不定期にというんですか、例えば図書館の司書でありますとかスクールカウンセラー等々、常勤ではないですけれども和田小学校のほうを訪問していただいたんですけれども、来客があった場合には、従来あった花壇の前に車を止めるというんですか、そのような形で対処をしていました。その中では非常に不便を来す場合もあるということで、思い切ってあそこを駐車スペースというふうに考えた次第です。

ですから、学級数が減っているから教師が減っているという、そういうことではないということをご理解いただきたいというふうに思います。その2学級当時で言えば、県の学級数以外の加配というのもありませんでしたし、当然、町単の配置もそんなに多く配置はしていませんでした。ただ、きめ細かな指導であるとか、もっともっと子どもたちと先生方の関わりを深くする、あるいは課題のある子どもたちに寄り添うためにということで町単を採用しているわけなんですけれども、そんな関係もあって、学級数減に比例してというんですか、教師の数は減っていないということをご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

# 〇議長(谷重幸君) 町長。

**〇町長(籔内美和子君)** 北村議員にご指摘を受けましたことを、本当に申し訳ないと思っております。今後、そういうことにも配慮していきたいと思っておりますので、はい、よろしくお願いいたします。

## O議長(谷重幸君) 2番、北村議員。

**〇2番(北村龍二君)** 教育長ね、もうほんまに単純なんですよね。車のところにゴールポストを持ってきたら当たるんですよね、分かりますよね。それ学校も分かっていると思うんですよね。それができてないのが、いかがなもんかと言うていることです。ゴールの位置というのは、ずらしたらいいじゃないですか。サッカーボールってめちゃくちゃ飛び

ますからね、あれ。はっきり言って、今のネットをまた越えてきますよ。私もちゃんと確認してますけれども、また当たりますよ。だから、そういうところを学校側ともっと協議して、ほんまに偉そうな意味じゃないですけれども協議していただいて、このボールやったら、このぐらいのネットやったらあかんなとか。車、この辺の場所やったら当たるなというのをはっきり言うていただいて。再発防止はもちろんです。もう次、当たったら、おいとやっぱりなるじゃないですか、どう考えても。

その辺ね、やっぱりもうちょっと密にですね学校とも話をして、学校にも2回もすんなよとやっぱり言えるぐらいに、ちょっとずらしたり何か考えろよと言うべき案件です、これはね。もう美浜町が悪いんですと、何でも悪いんですという話でもないですよ。あそこ学習を教えているところですからね。そんな2回もないです。3回もないですよ。以後、絶対に気をつけてください。

駐車場の場所はちょっと私もそらよう分かりませんけれども、単純に2分の1になっているのに先生いっこも減っていないなというのは、何でそんなになるのかなと思っただけで、それは結構ですけれども、もうちょっとねえ考えてやっていただければいいかなと思いますが、最後、お願いします。

- 〇議長(谷重幸君) 教育長。
- **〇教育長(塩﨑善彦君)** 北村議員にお答えいたします。

そのサッカーのゴールの位置ですけれども、これも今のフェンスでは、議員おっしゃられましたようにまだ不十分な可能性もあるということで、ゴールの位置もちょっと北側のほうへずらすということで今、つめているところです。また、ずらしますと職員室の窓がありますので、その窓がねそのボール当たったりして割れんように、例えば強化ガラスの窓にするであるとか、あそこに金網を張るとか、まあまあそういうような対策もやっぱり次にまた講じなければならないかなということで、ちょっとあとは詳細どんな対応にするのか、本当に北村議員おっしゃられますように、二度と同じようなことでの損害というんですか、起こらないようにこれから考えていきたいというふうに考えているところです。以上です。

- 〇議長(谷重幸君) 9番、谷進介議員。
- **〇9番(谷進介君)** 9番。あと、少し違う観点からお聞きしたいことがあります。

まず、前回の臨時議会で同様の案件が、今、北村議員が舌鋒鋭くご質問されたんで、そこはあんまりあれですけれども、5月9日とたしか記憶しておりますが、前回の事故はね。そこから学校にどのような指示を出したのか、また学校は中の職員、教諭も含めて事務職員等々に今回の件に対してどのように周知公報をしてとか、そのあたりを少しちょっとお聞かせ願えますか。

- 〇議長(谷重幸君) 教育長。
- ○教育長(塩﨑善彦君) 谷議員にお答えいたします。

学校にどのような指示をしたかということでございます。校長とも話をしまして、その

ままでは当然駄目だということで、先ほど申し上げましたように、簡易ではありますけれども本格的なフェンスを設置するまでの間ということで、簡易のネットをまずは設置しました。やっぱりそれだけでは越してくるだろうと、越してくることもあるだろうということで、前のときはグラウンドぎりぎりのとこまで車を止めておったわけなんですけれども、まあ車、そうですね2台分ぐらい間を空けて、そして止めようやないかというふうには話をしていたところです。それで、そのときには、何度も申し上げてますように、これで大丈夫かなというそういう見通しの甘さ、これは私もそうですし校長もというんか、そうですし、あったのは、もう結果的にはもう、結果として出てますので甘かったということになります。ですから、そういうことで学校のほうでも当たる可能性があるのでという、これはもう職員には伝えておりました。

以上です。

〇議長(谷重幸君) 9番、谷進介議員。

**〇9番(谷進介君)** 1台、2台分ぐらい空けて駐車をという指示を出されて、本件の時も、この議案第1号の案件のときも、じゃ2台分ぐらい空けて駐車をされていたということですか。と同時に、そうしますと当然、和田小の中の職員の方ですか、その方たちは、損害がある程度、損害の発生を予見できたという理解でよろしいですよね。

〇議長(谷重幸君) 教育長。

**〇教育長(塩崎善彦君)** 予見できたといいますと、先ほども言いましたように、これで恐らく大丈夫なのかなという。でも、申し上げましたように、結果としてこういうことがまた再発していますので、その考えは甘い、間違ってたということになるんですけれども、対応を考えた時点ではこれでいけるんじゃないかなと、そういうふうに考えたというところで、また起こることを予見してたということではございません。

〇議長(谷重幸君) 9番、谷進介議員。

○9番(谷進介君) 言葉尻を拾うようで恐縮ですが、大丈夫なのかなということであれば予見できたということですよね。だから、私が言いたいのは予見可能だったかどうか。また、その被害を軽減できたかどうか。当然、もっと広い範囲で止めなければこんな被害は起こっていないわけで。そうなりますと、やはり漫然と駐車をしてたというふうにしか取れないので、当然、町に瑕疵がある。これは理解できますが、だからといって、じゃそれが100%の瑕疵なのかというところを私はすごく問題にしたい、すべき、まあ考えいうたらいかんな。こういう案件ではすべきでしょう、一般的にね。

被害に遭われた方には誠に気の毒でありますが、やはり日頃の行いは、信義忠実にのっとって被害の防御に努めるとか、被害の拡大に努めるというのは、これは一般自然人として当然の務めでありますので。今、申し上げたように、ある程度予見可能でもありますし、被害の低減も当然問題なく行える、この事案から想像するにね。そうなりますと、町が本当に100%瑕疵があるのか、やはり何割かというのは当然求償するなり過失相殺をするというのがこういう案件では、私、前職でありましたけれども一般的ですが、そのあたり

いかがですか。

### 〇議長(谷重幸君) 教育長。

○教育長(塩﨑善彦君) 谷議員にお答えいたします。

予見ということになりますと、本当に結果が、こういう結果が出てますので、やっぱりできたんではないかということになるかと思いますけれども、その時点、第1回目の事故があって、その後の一応の対策、これも不十分だったわけなんですけれども、その時点では防げるのではないかということでございます。

それから、その過失の度合いということになりますが、これにつきましては、やはり町としてここをもう、駐車場職員の駐車場として位置づけておった。そういうことになりますと、勝手に職員が止めていたわけでもないので、そのことでこう止めてた職員に過失の度合いを求めるというのは、ちょっとその辺、専門的なことは分かりませんけれども難しいというんですか、できないんかなというふうに思います。

また、このことについては、対応について町の弁護士さんとも相談を、課長のほうでしてございます。その中では、やはり町のほうに瑕疵があるんではないかということでございました。それを受けてこの対応をというんですか、進めていったということでございます。

以上です。

### 〇議長(谷重幸君) 5番、山﨑議員。

○5番(山崎悦子君) はい、5番。すみません。少し考え方を元に戻しまして、今、その解決方法、今、5月9日に起こった時点での。私は教育現場の組織というのはよく分かりませんけれども、どんな組織でもやはりいろんな問題が起こったときに、上からトップダウンでものを言うんではなくて、当事者たちがどのような形、例えば教育の方法だけに関して職員会議を行うんではなく、こういった事例もあったときに、皆さん方でそれこそ今のはやりの言葉、自分ごととしてどうだろうと考えて、自分たちが考えて、こういう解決策はどうかというふうな考え方はされたんでしょうか。というか、上からこんなんやから駐車場にしたから止めていいよ、だけれども、そこに防御していないのは町の責任というふうな考え方ではなくて、皆さん自分たちのいわゆる駐車場で起こってる現状について、職員同士でこの問題についての解決方法といったことの議論はされたのかどうか、質問したいと思います。

### 〇議長(谷重幸君) 教育長。

○教育長(塩崎善彦君) 山﨑議員にお答えいたします。

職員同士で話をしたのかということでございますけれども、起こった事柄については、 これはもう共有してあります。います。ただ、その後、じゃ、どんなに言うたらええんで すかね。車をどこに止めるであるとか、そういう対応については十分な話合いはこれはま あできてないというふうに思います。

本当にこれについては、これも繰り返しになりますけれども、解決策としてもう教育委

員会のほうから学校のほうにお示しした、それに基づいて判断されたというところもありますので、今後、議員おっしゃいますようにトップダウンではなくて、起こっている事象というんですか、これはこのケースに限らずいろんなことがあるかと思うんですけれども十分職員間で話をして、いい方向性を見つけていくようにというあたりは和田小学校だけに限らず、町内教育委員会が管轄している組織のあの対して話をしていきたいというふうに思います。

以上です。

- 〇議長(谷重幸君) 5番、山﨑議員。
- **○5番(山崎悦子君)** 今、おっしゃってくださったように、そういうふうに当然、今起こっている事象に対して上からこうやれああやれということでは、なかなか自分のように、自分たちがどう気をつけていけばいいのかというふうなところになかなかいかないと思うんですね。なので、そういったことの解決をしないと、また同じようなことが繰り返し起こる。ネットを上げる、高さを上げる、それだけではないと思うので、もっと根本的なところの議論をぜひしていただきたいと思います。

以上です。

- 〇議長(谷重幸君) 6番、碓井議員。
- ○6番(碓井啓介君) そうですね。過失割合というようなところで谷議員もおっしゃってましたけれども、お伺いしたいんですけれども、確かに全部町が、教育課が悪いということで、町が見るというのは簡単な話やと思うんです。しかし、学校には校長がおって、管理職がおって、この方が、例えば新たにフェンスを設けるまでこっち側のゴールは使わないでおきましょうとか、いろいろ対策を練ることはできたと思うんです。駐車場の場所は人が多いんで、車が多いんでどうしても使わねばならん。そしたら、今仮設のネットのときですよね。新たにしっかりしたもの、仮設やからしっかりしたものを造るという前提があっての話やと思うんで、しっかりしたものができるまでここは使わないでおこうというような、校長の判断でできることやと思うんです。そこまでうちの教育課がしっかり見て、そこまで補償せないかんのか。いや、学校の管理職がオーケーとしたあるから、これした話なんです。なら、過失割合が100、零、10、零というのは、これはどうもちょっと。弁護士さんがという話ですけれども、なかなか納得、はい、そうですかというわけには、私としてはいかんのです。

ですから、過失割合というのは考えたんか、その辺どうでしょうか。これで真っ当やと思いますか。その辺ちょっと。

- 〇議長(谷重幸君) 教育長。
- ○教育長(塩崎善彦君) 碓井議員にお答えいたします。

この過失割合につきましては、この事案について全国町村会賠償責任保険で賄うという ことで、その査定ですね、これを担当者とも話をする中でこういう結論が出たということ で、何というんですか、一方的に町の判断ではないというふうに考えるわけなんですけれ ども、保険会社のほうがそういうふうに認定していただいたと、その結果であるというふうに考えます。

以上です。

O議長(谷重幸君) 6番、碓井議員。

○6番(碓井啓介君) 今の教育長のね、保険屋さんが言ったからという話なんですけれども、これあの、どんなに言うてええんですか、教育長、もうちょっと自分というのをしっかり守ってください。教育課が全部悪いと、こうしたほうが楽やから教育課が全部悪いと、保険屋さんが言ったから、うちほんなら全部悪いんでええわと言ってる話で、教育課だけが全て悪いとは思わないんです。学校の中の管理職の方の責任もあるんではないかと。いやいや、ないない、ないない、うちが全部悪いんや。それでいいんですか。それで教育課がええというんやったらあれですけれども、でも割合的には僕はちょっと納得できないところはあるんですけれども、そういう感覚でいいんですか。保険屋さんが、全部あんた方悪いんですよと、100悪いんですよと言われているんですよ。それでいいんでしょうか。

### 〇議長(谷重幸君) 教育長。

○教育長(塩崎善彦君) それでいいんですかということなんですけれども、やはりこれも全部、公務中に起こった災害であるかというふうに思います。それが、その過失がなかったのかなということになればあれですけれども、その中で起こったことというのは、役場の職員もそうやと思うんですけれども、それを個人の責任に帰するということについては、これはかえって、私自身は学校の職員が萎縮することにならないかな、結局そういうことが、このケースに限らずですけれども、何か起こったときにこれやっぱり責任取らされるんやとという話になったときに、何か萎縮しないんかなというのが私の思いです。

それから、安易にというか簡単にということですけれども、これは私自身の教育長としての宿命であるというふうに、今考えているところでございます。

以上です。

### 〇議長(谷重幸君) 6番、碓井議員。

○6番(碓井啓介君) まああの今ね、学校の先生方に責任云々ということになったら萎縮というのを言葉で言っていますけれどもね、やっぱり子どもを教育をする上で責任はしっかり発生してると思うんで、それに対して萎縮とかというのはちょっとおかしな話かなと思うんですよ。ただこの場合でも、私は一緒に遊んでいた教諭がどうのこうのと言っているわけじゃないんです。ここを管理するべき校長先生がという話なんで、一教諭の方がどうたらという話ではないんです。

それにおいて、いや、向こうにも瑕疵はあるけれども、でもうちで見ましょうかという スタンスやったらまだ分からんではないんやけれども、ただただうちの教育課が全部悪い というふうに言われたやつに対して、いやもうここ折れとこうかでするというのは、いか がなものかなと。それで教育長がよろしいと言うんならば、そらそうなんかも分かりませ んけれども、学校をあずかっている先生方にもやっぱり責任はしっかり感じてもらわないかんことやし、特に管理職の方には、学校を運営していく上でしっかり感じてもらわないかんことなんで、これをさらっとこういう形でいってしまうんは、これはちょっと、私としたらちょっとやっぱり納得できやんので、よろしければもうちょっと納得させていただけたらありがたいなと思うんです。

#### 〇議長(谷重幸君) 教育長。

○教育長(塩﨑善彦君) まああの、この件に関しては、この間ずっと主に校長になるわけなんですけれども協議を重ねてきました。この後の対応も含めて。でも、校長自身はこのことに対して全然責任感を感じていないかというたら、そんなことは全然なくて、まああのすごい責任感を感じられています。ただ、その中でもやはり最終、学校側に過失責任があったとしても、これを学校というんかまあまあ校長ですよね。校長に負わせるべき事案なのかと考えたときには、結局、校長に責任を負わせるとしたら懲戒処分ですよね。そこまでの至る事案ではないというふうに考えているところでございます。

以上です。

### O議長(谷重幸君) 9番、谷進介議員。

**〇9番(谷進介君)** 今までの他の議員の質問のやり取りを聞いてて疑問に思ったことがまたありますので、お聞きします。

教育長、先ほど、たしか碓井議員のときだったと思いますが、公務中に起こった事故とおっしゃいましたが、これは公務中の事故なんですかというところと、それと保険入っているところが100%と言うので、碓井議員も指摘されてましたけれども、こういう損害賠償の額を定める云々、いわゆる示談ですか、和解は法律行為と申しますよね、法律行為。法律行為は当事者のみが行えるわけで、この保険に入っているところは当事者になるんですか。その今、とりあえずは2点ね。なぜその2点をお聞きするかというのが、途中の質疑のお答えの中に「あまり分からない」とか「あるんではないか」とかって、とにかくはっきりした「である」とか「です」とかというようなご答弁が全然ないように思います。

ですから、そのあたり、公務中の事故とおっしゃいましたがそれは間違いないのか。法 律行為は当事者のみが行えるはずですが、もちろん代理委任をしていれば別ですけれども、 そういうことがあって、その保険会社の言うとおりみたいなご答弁だったので、そこは当 事者になるのか。被害者側からその保険会社に直接請求権があれば当事者でしょうけれど も、そのあたりはいかがですか。

#### 〇議長(谷重幸君) 教育長。

# **〇教育長(塩﨑善彦君)** 谷議員にお答えいたします。

まず、公務中かどうかというお話ですけれども、これは職員がどんなに言うんですか、 勤務に向かう途中の事故が起こった場合も、これも一応公務ということで取り扱われると 思います。この場合でいうと、もっと言えば、学校の中に入って車を止めてるということ は、もう既にもう公務が発生しているというふうに考えていいんじゃないかなと思う次第 です。その当事者云々については、ちょっとその辺はちょっと詳しくないので。

〇議長(谷重幸君) 教育課長。

○教育課長(河合恭生君) 谷議員のおっしゃるとおりですね、あくまでも保険屋は保険ですので、当然相手さんと示談をするときは、示談をするその金額が保険会社が認める以上の場合は、保険はそこまでしか出ませんので、そこは美浜町と相手さんとの当事者関係の中での和解、示談になるということでございます。逆を言いますと、今回ですね、修理代につきましては全額100%町の瑕疵というところで保険が適用されます。その前提につきましては、確かにこれまでの間、学校の校長先生、学校の管理体制というお話もございましたけれども、この件の損害賠償についてはあくまでも施設側の瑕疵というところで、私どもも認識させていただき、167,200円については全額保険で適用するというところに至ってるところでございます。

以上です。

〇議長(谷重幸君) 2番、北村議員。

**〇2番(北村龍二君)** ちょっとまあ、その萎縮というところにちょっと私も引っかかったんですけれども、同僚議員も言うてましたけれども。教師にまあ、先生にどんなやり取りがあったんでしょうね。例えば車にボールがぶつかりましたと電話がかかってくるわけですよね、来られたんか分かりませんけれども。教育長としては、「おっしゃ、分かった」となっているんですか。そのやり取りというのをね、ちょっと覚えてる限りでいいんで、萎縮というのは、その教師に「これこれ気つけよ」ということを萎縮したらあかんのでと言うているんですかね。子どもらに何か教えるときに怒ったら、もうそれ子ども萎縮してしまいますやん。それも同じ理論ですよ。教師はそういうことを言うていかなあかんのちゃいますのん。その辺ちょっと教えてください。

### 〇議長(谷重幸君) 教育長。

**〇教育長(塩崎善彦君)** 申し訳ございません。その萎縮という言葉の使い方を誤ったというふうに思います。ですから申し訳ございません。取消しをさせてください。

それから、事故の連絡を受けたときですけれども、これは担当の職員のほうに、課長も含めてですけれども、入ったわけなんですけれども、その後のやり取りといいますと、やっぱり第一印象は「ああ、またか」という、これはもう正直なところです。ただまあ、先ほどもこの対策のことが問題になってますけれども、ただまあ、やっぱりそれでは不十分だったんかというそういう事象ですよね。ですから、その後は事実確認、どういう状況でどうなったのかというあたりは十分説明も聞きましたし、校長ともう一人の職員がちょうどその現場を目撃していたんですけれども、そのあたりの状況であるとか事実確認について私のほうでも確認しました。ちょっと今、お話できるところはそのあたりかなと。その後の対策についても、当然話をしているわけなんですけれども。

以上です。

〇議長(谷重幸君) 2番、北村議員。

**○2番(北村龍二君)** 萎縮の訂正は分かりました。どうしても教育長も学校の先生をかばわれるというのは、ちょっと分かるところもあるんです。ただ、学校へ行っているのは子どもなんでね。先生ばっかりも、ばっかりじゃないですけど、先生ばっかりも構わずに、やっぱりもうちょっと先生のご指導を、悪いですけれども、もうちょっとちゃんと先生に指導していただきたいなと私は思っています、はっきり言って。先生も、言葉は難しいですけれども、できていないなと思っております。

それと、ちょっとアドバイスさせてください。ネットこれ車に近づけたら当たらんのちゃいますか。ネットと車の位置を狭くしたら、上越えたら車越えていきますやん。あれ2つ分、花壇空けているんでしょう。2壇、2mほど空けているんでしょう。空けていてそこにネット置いたら当たりますやん。そうでしょう。車にベタベタにくっつけたら当たりませんやん。ちゃいます。そういうアドバイスをどうぞ。

### 〇議長(谷重幸君) 教育長。

**〇教育長(塩﨑善彦君)** 北村議員にお答えいたします。

お手元の資料、写真があるかと思うんですけれども、既にこの工事というのは完成しております。高さ3m、幅4mですね。すみません、校舎の位置関係でいうと写真にあるような状況でもう設置しております。

先ほども申し上げましたように、これでも不十分なこともあるということで、このゴールポスト、ゴールの位置を北側に何mか移して、同じようなことが起こらないようにというふうに考えています。本当に仮設のフェンスを建てた段階で、そういう配慮というんか気がつけば、こういうことがまた起こっていなかったのかなという思いも、今のご指摘を受けまして思っているところです。

それから、すみません、不十分なところがあるか分からないんですけれども、教師への指導ということにつきましては、学校訪問等々いろんな場面で校長先生にするときもあれば、直接先生方にすることもあります。ただ、何というんですか、叱責するような形では、必要に応じては場面場面で当然きつい叱責もせなあかんこともあるかと思うんですけれども、何とかいい方向に何て言うんですかね、まあ先生方が力量を高めて、子どもたちとの関係づくり等々を含めて全ての教育活動について、今、質の高い教師と言われているんですけれども、そういう質の高い教師になるように、私としては適宜アドバイスなり指導をしているところでございます。ただ、それが本当にじゃ目に見えて変わるかというたら、そういう先生もいます。だけれども全員が全員そうなるかというたら、これはなかなか難しいところもある。その点での物足りなさというのはひょっとしたらお感じになられているかも分からないんですけれども、取組をしてございますのでご理解ください。以上です。

〇議長(谷重幸君) しばらく休憩します。

再開は、10時30分です。

午前十時十九分休憩

午前十時三〇分再開

〇議長(谷重幸君) 再開します。

質疑を続けます。8番、龍神議員。

○8番(龍神初美君) はい、8番。この今後、今後のことです。フェンスの設置が幅4m、縦3m、これで完成ということなんですけれども、私、以前の5月7日ですか9日ですか、発生したやつの描いてくれた放物線を見ますと、物すごくやっぱり横から入ってきているんですね。それで、施設側の瑕疵とかって言うんであれば、私これで完璧とは思え、私はちょっと思えないんですけども、これでもう過失はないというように考えておられるんですか。

## 〇議長(谷重幸君) 教育長。

○教育長(塩崎善彦君) このフェンスを設置したんですけれども、このままではこの位置にゴールポストがあれば、やはりまた越えるであるとか、別の角度からというのも考えられますので、同時にゴールポストを移動して対応したいというふうに考えております。ただ、ここにこのフェンスを設置することで、ほかにもボール遊び等々をしています。そういうことについてはこれで防げるんではないかなというふうに、そういうふうに考えます。ですから、サッカーゴールは移動を考えています。

以上です。

### 〇議長(谷重幸君) 8番、龍神議員。

○8番(龍神初美君) 8番。先ほどもゴールをば移動したら角度も変わってくるんじゃないかというんも、私もさっきから聞いてて思うんですけれども。やっぱり子どものことですので、どこからどんなボールが飛んでくるかも分からないし、サッカーばかりとは限らないんで、私、これで十分だと思わられるんだったら、もうそれでいいですけれども。私はちょっと不十分ではないかな、本当にもっと高いカーテンみたいなのにするぐらいのやつも欲しくなってこないかなていうのをちょっと疑問に思ったんですけれども、そういう考えは、今のところはないていうことでいいですか。

### 〇議長(谷重幸君) 教育長。

○教育長(塩崎善彦君) 今のところは、まあまあそういう考えはございません。費用面等々もございますし、その予測不能なことというのは、やっぱりいろんなところは本当に想定外というんですか、起こり得るとは思うんですけれども、とりあえずサッカーの今回起こったような事案につきましては、このフェンスを設置するのと同時にゴールを移動することで対応できるんではないかなと思っているところです。

以上です。

- 〇議長(谷重幸君) 3番、古山議員。
- **○3番(古山経生君)** 3番、古山です。

二度あることは三度あると言いますが、一度、前に事例をつくってしまったので、今回

もこんな話になったんやと思うんですけれども。ちょっと聞きたかったんですけれども、 今回、学校側から「払ってください」と言ってきたのか、町のほうから「どうぞ払います よ」と言ったのか、どちらのほうから和解のお話が来たのでしょうか。

### 〇議長(谷重幸君) 教育課長。

○教育課長(河合恭生君) ボールが当たったということで、すぐに連絡が来たわけなんです。この車をどうして修理していくというところの観点から、まずは保険が適用できるのかどうかというところから私どもは動き出しました。保険屋さんと相談した結果、町のほうに、施設側に瑕疵があるということで保険適用できますよということに至りまして、そこから粛々と、当然最終的には相手さんに対して賠償するということになりますんで、今日の手続を経てというふうに考えたというところでございます。

### 〇議長(谷重幸君) 7番、繁田議員。

○7番(繁田拓治君) 今、議員の皆さんや答弁もいろいろされましたけれども、もっともだと思います。私も現場でおった関係で言わせていただければ、ここのサッカーゴールの後ろへ駐車をするというのは、これはもう当然いかんことやと思います。ほいて野球をするにしてもバックネットなしでやるとか、その後ろへ車を置くとか、これは全然いけないことやと思いますし、特にほいて野球は手でしますけれども、サッカーは足で蹴りますので、なかなかコントロールが難しいと思います。特に子どもですんでね。ほいてあまり縛り込んで、危ないさか昼休みにボールは蹴んなとか言うのも、またどうかと思いますし。ここはやっぱり、やっぱりここへゴールを置くんやったら後ろへ、今まで議員が言われたように、ちょっとネットを張って、移動式のカーテン式のやつを張るとかね。ほいて要らんときに、現場を僕も見に行きましたけれども、ここへ張んのが一番いいと思います。それから、職員室のところへゴールを持っていったら、ガラスとかが危ないということにもなるんですけれども、あいもカーテンを張っておったら、あそこに木もありますし、2本何か木が生えていると思うんですけれども、あの前に張ってやったらええと思います。

そういうふうにしていかんと、なかなか子どものことですんでね、いろいろと自由にしっかり遊ばせてやったらいいと思いますし、こいまあ教師も入ってしておったと書いておりますけれども、教師のほうもあんまり言うとタッチしなくなってきます、現状は。ほやからまあそういう対策をまずして、しっかり遊びをさせてやったらいいと思うんですが、そこら辺いかがですか。

### 〇議長(谷重幸君) 教育長。

#### ○教育長(塩崎善彦君) 繁田議員にお答えいたします。

先ほどからもいろんなご意見を頂戴いたしました。今できる手だてとしましては、写真にありますように、幅4m、高さ3mの一応フェンスを設置させていただきました。またゴールの位置を移動するという、その中で、また今日はいただきましたご意見等も参考にできるところはしていきたいなというふうに思います。ただ、ネットを本格的に張るとなりますと、これもう本当にポールも立てなければならないですし、費用面のこともありま

すので、この場でその対策を検討しますと即答はできないんですけれども、まあまあそういう方法も一つは視野に入れて、今後、考えていきたいというふうに思います。 以上です。

- 〇議長(谷重幸君) 7番、繁田議員。
- **〇7番(繁田拓治君)** 分かりますけれどね、やっぱりあそこの現場を見てね何したら、サッカーとか野球もありますけれども、あそこへフェンスを張ってしもうたら邪魔になりますんでね。やっぱり移動して、要らんときには空けとく、使うときには張る、そういうのがいいと思うんですよ。予算もちょっとかかるかとは思うんですけれども、そこら辺を検討して、今回、保険も適用されてこれはよかったと思うんですけれども、そういうふうなことで検討したほうがいいと思うんですけどね。そこら辺よろしく。
- O議長(谷重幸君) これで質疑を終わります。 これから討論を行います。9番、谷進介議員。
- **〇9番(谷進介君)** 9番、谷です。

私は本議案、全額、町のほうで賠償するということでありますので反対をいたします。 理由としましては、我々自然人、生活においても業務においても平和安寧にするべき注意義務がございます。先ほど来、いろいろ質疑の中でも申し上げておりましたが、5月9日にも同様な事故はあり、5月30日もこの事故と。その間にも校長先生、教育委員会はじめいろんな周知に努めたであろう、注意義務の喚起もされたであろうということであります。そうなりますと、十分にして今回、被害物件というか、この車両の持ち主、教諭さんということでありますので、当然、被害の予見は可能であると考えます。かつ、と同時に予見であり、また軽減することができるのかどうかと言いますと、軽減も本当簡単な話であります。駐車位置を変えるであろうとか、若干の努力、金銭も要らずに被害の軽減が図られたはずであります。

そういうふうなことから、ただ漫然と指定されているからということで駐車場に駐車を しているだけで、この被害物件の所有者に関して全くもって過失がない、責任がないとい うのは、甚だ公平の観点から問題であると言わざるを得ないと思います。

よって、本議案にある全額を賠償するということは著しく妥当性を欠くと言わざるを得ないので、本議案に全額賠償ということで反対をいたします。また、漏れ承ると教諭のお車は公用車扱いということになるんでしょうという。そうしますと、公用扱いの車がなぜ第三者に対するような賠償になるのかという疑問も出てまいります。

以上のようなことの観点から、本議案に反対をいたします。同僚諸兄のご賛同をよろし くお願いいたします。

- 〇議長(谷重幸君) 2番、北村議員。
- **O2番(北村龍二君)** 私は賛成でございます。いろいろ言いましたけれども、実は賛成 でございまして。

第一にですね、子どもが中心の学校ですから。もし、これが例えば反対になったり、い

ろいろな問題が起こったときに子どもはどうなるか。それこそ教育長がおっしゃったような萎縮して、先ほど繁田議員も言うたような、思い切って遊ばれへんということにもつながりますし。そして、いろいろな失敗、二度あることは三度あるという話もありましたけれども、やはりそれを改善していくのがうちの町であり、学校でありというところだと私は思っております。

改善の中には本当に何とかしてくれよという部分ももちろんありまして、それを進めていくのが当町やと、当町の美浜町やし、美浜町の小学校やと思っております。小学生が伸び伸び遊べるようにこれからもしっかり間違いは正してやっていきたいなと、私はそのように賛成で同意させていただきますので、皆さんよろしくお願いいたします。

○議長(谷重幸君) これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

- 〇議員 (挙手多数)
- ○議長(谷重幸君) 挙手多数です。したがって、議案第1号 和解及び損害賠償の額の 決定については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第2号 物品購入契約の締結についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。防災まちづくりみらい課長。

**〇防災まちづくりみらい課長(北村卓也君**) 議案第2号 物品購入契約の締結について、 細部説明を申し上げます。

消防ポンプ自動車の入札につきましては、令和6年度、令和7年度の物品販売及び役務の提供を行っている業者の中で、町内業者及び町公用車の車検・定期点検業者4業者を指名し、去る6月26日に入札執行いたしました。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、 落札者との契約に関する議会の議決をお願いするものであり、予定価格24,657,050 円に対し、契約金額は24,618千円、契約の相手方は和歌山県日高郡美浜町大字和田 2806番地の4、オートガレージK、代表者、濵口浩一氏でございます。

なお、購入目的につきましては、老朽化が進んでいます第1分団新浜班の車両を更新するものであります。

補足といたしまして、入札結果等に関する資料をお手元に配付させていただいております。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(谷重幸君) これから質疑を行います。9番、谷進介議員。
- **〇9番(谷進介君)** 9番。単純に大体いつぐらい納車されるのかということであります。 と申しますのも、昨年、同様の同じポンプ車かどうかあんまりこういうの詳しくないんで 分からないんですけれども、繰越しもして、いまだ納車されていないやに思いますが、そ んなふうに老朽化ということであれば、住民の生活も心配ですし、またあのこんな予算と

かも1年も2年もかからへんでしょうけれども、そんなふうにいろんな問題も発生してくるのではないかと要らぬ心配をしますので、そのあたりの見通しとかは立ててらっしゃるんですか。

- ○議長(谷重幸君) 防災まちづくりみらい課長。
- **〇防災まちづくりみらい課長(北村卓也君)** 谷進介議員にお答えいたします。

まず、昨年度の繰り越した消防車2台についてでございます。

まず、1台目はですね第2分団の役場本部班の消防車、水槽付の消防ポンプ車でございます。消防ポンプ車につきましては、このですね6月27日の木曜日に納車が完了してございます。それともう一台、これも第2分団の入山班の小型動力ポンプの積載車でございますけれども、これにつきましては、同様に繰越しをさせていただいたところでございますけれども、7月のですね17日の水曜日にですね納車予定となってございます。

昨年はですねシャーシの入荷が遅れたこともございまして、本年度につきましては、本 日、仮に議決をいただいた場合はですね、本日以降、納車に向けて進めていくところでご ざいますけれども、契約上はですね令和7年の3月31日というふうに考えてございまし て、極力一日でも早くですね、納車していただけるよう業者とも話合いをしていきたいと いうふうに考えてございます。

以上です。

- 〇議長(谷重幸君) 6番、碓井議員。
- ○6番(碓井啓介君) この消防車なんですけれども、今の新浜の消防車ねえ、あれもう古いですけれども、あれ買ったとき8,000千円ぐらいで、今回24,000千円で3倍ぐらいになったんやなと、単純に驚いているんですけれども。

質問は、この消防車、今の古いやつと比べてサイズ的に大きさですね、全長、高さ、幅、この辺どうなんでしょうかと思いまして。というのは、今の消防車入ったときに、新浜の1か所通らんところがあったんですよ。ほんで、はしごのつける場所とか、とびぐちのつける場所を変えて、納車された後に変更、自分らで変えたんですけれども、そういう事案があったんで、大きかったら通らん箇所があるということで、この辺比べてどういう感じなんでしょうか。

- 〇議長(谷重幸君) 防災まちづくりみらい課長。
- **〇防災まちづくりみらい課長(北村卓也君)** 碓井議員にお答えいたします。

まず、現状のですね新浜のポンプ車のサイズについてでございますけれども、まずですね、車両の年数はですね平成5年の7月に納車されておりましてですね、今で約30年経過してございます。幅についてでございますけれども、まず長さがですね520、幅が188、高さが233、総重量が3、580kgというような今の状況でございまして、今回、入札をさせていただきました全長はですね547、それから幅がですね190、それから全高が245、それから車両の総重量が3.5 t未満というふうな状況でございまして、少し大きくなったのかなというようなイメージでございます。

それと、後段のほうでおっしゃられていました緊急時のですね道路の話でございますけれども、現状、今申し上げましたように、少し大きくなっているというようなこともございまして、道路の幅員が広いところであれば、もちろん十分通行は可能だというふうに思うんですけれども、行ける範囲でですね消火活動等にですね当たっていただければというふうに考えてございます。

以上です。

- ○議長(谷重幸君) これで質疑を終わります。
  - これから討論を行います。
- ○議員 「ありません」
- ○議長(谷重幸君) これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

- 〇議員 (挙手多数)
- ○議長(谷重幸君) 挙手多数です。したがって、議案第2号 物品購入契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第3号 令和6年度美浜町一般会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務課長。

〇総務課長(中村幸嗣君) 議案第3号 令和6年度美浜町一般会計補正予算(第2号) について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,000千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を42億28,435千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明いたします。

6ページの繰越金、前年度繰越金7, 000千円の追加は、財源調整でございます。次に、歳出についてご説明いたします。

8ページの総務費、総務管理費、物価高騰対応重点支援事業費7,000千円の追加は、 調整給付金の追加でございます。

定額減税において算定される減税額が定額減税を行う前の所得税額等を上回り、定額減税し切れないと見込まれる場合に、その差額を給付するもので、令和6年分推計所得税額及び既に確定した令和6年度分個人住民税額により算定し計上した予算を第2回定例会でお認めいただいていましたが、国から提供された調整給付のための算定ツールを用い、住宅ローン控除等を適用した算定により新たな必要額が生じたため、補正をお願いするものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(谷重幸君) これから質疑を行います。9番、谷進介議員。
- **〇9番(谷進介君)** 今、新たに必要になったと、そのツールを用いて計算をするとのご

説明でしたが、それはどのような必要額の内容、例えば対象の人が増えたのか、人は変わらんけれども額が増えたのかと同時に、もう今後、こういうことは起こらないのかお願いします。

- 〇議長(谷重幸君) 総務課長。
- 〇総務課長(中村幸嗣君) お答えします。

内容につきましては、当初の算定におきまして、まずは町の税情報を基に推計して出しておりました。その出し方としまして、国の算定ツールの内容があるんですけれども、その内容と同様で、まずは算定ツールがまだなかったのもありましたんで、それで算定しておりました。具体的には、所得税があって住民税がなしの方、また、その逆で、所得税がなしで住民税のある方について、この算定ツールにおきましては、その方々が対象外というふうになっておりましたが、後に国から示された基準にはそういった方々も対象にするという内容になりましたので、改めてそういった計算をさせていただきまして、この金額になった次第です。

具体的には、こういった算定ツールが算出した金額が 5, 370 千円でございます。あと住宅ローン等を適用というふうに説明させていただいておりますけれども、その適用のある方、また、寄附金控除の適用のある方、細かい話になるんですけれども、そういった方々も含めた金額がそれぞれ住宅ローン控除の対応が 1, 220 千円、寄附金控除の対応が 410 千円として、計 7, 000 千円が必要になった次第でございます。

それぞれ合わせました対象の方々につきましては200名程度を対象人数としております。

以上です。

- 〇議長(谷重幸君) 9番、谷進介議員。
- **〇9番(谷進介君)** この計算は200名程度増えて7,000千円と。また、新しいツールが出るとか、今、漏れがあるとか、また増えるとか、そんなことはもうないんですよね。それだけです。
- 〇議長(谷重幸君) 総務課長。
- ○総務課長(中村幸嗣君) 人数が増えたということじゃなしに、算出の内容が変わった と、追加されたということでの増額でございます。近隣市町との情報共有もしながら、共 に協議しながら進めていっているものでありまして、計50,000千円の事業費でこの 調整給付金の事業をできることになっております。

以上です。

- ○議長(谷重幸君) これで質疑を終わります。 これから討論を行います。
- ○議員 「ありません」
- O議長(谷重幸君) これで討論を終わります。 これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

# 〇議員 (挙手多数)

〇議長(谷重幸君) 挙手多数です。したがって、議案第3号 令和6年度美浜町一般会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和6年美浜町議会第2回臨時会を閉会します。

午前十時五十八分閉会

お疲れさまでした。